

広島県告示第二百十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第一項の規定によつて、平成二十年二月二十二日次のとおり地方卸売市場に転換することを許可した。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県第 三七号	許可番号	開設者 の名称		転換する中央卸売市場		取扱品目	転換する 年月日
呉市		転換前の 名称	転換後の 名称	所在地			
呉市中央卸 売市場		呉市地方卸 売市場		呉市光町一 五番一号		青果物及び 水産物	平成二〇年 四月一日